

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

| | | | 資料番号 | | 担当課 | 保健福祉課 |
|---|-------------------------------|------|--------|---------|----------------------------|-------|
| 法令名 | 愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 根拠条項 | 第 15 条 | 許認可等の内容 | 無料低額宿泊所を継続して利用する必要性についての協議 | |
| (根拠規定) | | | | | | |
| 愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年 12 月 20 日条例第 22 号） | | | | | | |
| <p>第 15 条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、居室の利用に係る契約及びその他のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、前項の契約を締結し、又は当該契約を更新する場合にあっては、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならない。この場合において、当該契約期間は、居室の利用に係る建物の賃貸借契約（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定による定期建物賃貸借を除く。）にあっては 1 年とし、その他の契約にあっては 1 年以内の期間とする。</p> <p>3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第 14 条の規定に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。</p> <p>4 無料低額宿泊所は、第 2 項の解約に関する事項を定める場合において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。</p> <p>5 無料低額宿泊所は、第 2 項の解約に関する事項を定める場合において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。</p> <p>6 無料低額宿泊所は、第 1 項の契約を締結し、又は当該契約を更新する場合において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。</p> | | | | | | |